

「京料理親子体験教室」業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

本要項は、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課において、文化庁「令和7年度伝統文化親子教室事業（地域展開型）」を活用して実施する「京料理親子体験教室」（以下、「本事業」という。）の業務委託に当たって、公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）方式により受託候補者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 事業の目的

本市では、世代を越えて伝えられてきた無形文化遺産の価値を再発見、再認識し、内外に魅力を発信するとともに、大切に引き継いでいこうという機運を盛り上げるため、平成25年4月に、本市独自の仕組みとして「“京都をつなぐ無形文化遺産”制度」を創設し、同年10月に「京の食文化―大切にしたい心、受け継ぎたい知恵と味」を選定して以降、普及啓発を実施してきた。また、令和3年6月に、文化財保護法の改正により、無形の文化財を幅広く保護の対象とするため、既存の「指定」制度を補完する「登録」制度が創設され、更に、生活文化に関しても文化財登録が可能となり、積極的に保存や活用を図っていくこととなった。

一方、生活様式の変化は食を取り巻く環境にも影響を及ぼし、独自の発展を遂げてきた京料理についても担い手の確保が課題になるなど、その継承が危ぶまれる状況となっている。令和4年1月に京料理が国登録無形文化財に登録されたことから、これを契機に、本事業では、次世代を担う子どもたちとその親を対象に、京料理の魅力に触れる場を提供し、将来への継承と新たな担い手の確保につなげるための機会を創出する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月28日（土）まで

4 委託金額（上限）

金5,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

5 参加資格

次の条件を満たすこととする。

なお、契約締結後であっても、以下の条件を満たしていないことが判明した場合には、本市は契約を解除できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の11第1項において準用する第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 京都市契約事務規則第4条に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは第22条に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 本件の募集開始の日から応募締切日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条の1の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 過去2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者であること。特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした者でないこと。

- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。また、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

6 参加手続等

本プロポーザルの参加を希望する者は、次のとおり、必要な手続等を行うこと。

(1) 参加表明書等の提出

ア 提出書類

以下の書類を、郵送又は持参により提出すること。

(ア) 「参加表明書」(様式1)

(イ) 「業務実績申告書」(様式2)

食文化に関する事業の実績について、一契約ごとに業務名及び発注元を明記すること。

(ウ) 「会社概要」(様式3及びパンフレット(ある場合))

イ 提出部数

上記アの提出書類 各5部

ウ 提出先

9 問合せ先及び関係書類の提出先を参照のこと

エ 提出期限

令和7年5月12日(月)午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、上記提出期限必着とする。

オ 参加の対象外となる場合

参加表明書等が次に掲げる場合に該当するときは、参加の対象外とし、電子メール及び書面により、その旨を通知する。

(ア) **5 参加資格**に掲げる資格のない者が提出した場合

(イ) 提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(エ) 虚偽の内容が記載されている場合

(2) 質問及び回答

6 参加手続等に記載する参加表明書等を提出した者からの質問の提出を受け付ける。

ア 質問の方法

9 問合せ先及び関係書類の提出先に記載のメールアドレス宛に、件名を「京料理プロポーザルの質問」として、必要事項を記入した「質問書」(様式4)を添付したうえ、電子メールで提出すること。電話での質問は一切受け付けない。

イ 質問の提出期限

令和7年5月14日(水)午後5時まで

※ 電話にて、電子メールの到達確認を行うこと。

ウ 質問の回答

令和7年5月19日(月)午後5時までに、参加表明のあった者全員に対し、回答を電子メールにより送信する。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出資料

「(別紙1)「京料理親子体験教室」業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書等作

成要領」に基づき作成し、郵送又は持参により提出すること。

イ 提出部数

5部

ウ 提出場所

9 問合せ先及び関係書類の提出先を参照のこと

エ 提出期限

令和7年5月23日（金）午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、上記提出期限必着とする。

オ 選定の対象外となる場合

企画提案書等が次に掲げる場合に該当するときは、選定の対象外となり、電子メール及び書面によりその旨を通知する。

(ア) 5 参加資格の条件を満たさない者が提出した場合

(イ) 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(エ) 虚偽の内容が記載されている場合

(オ) 企画提案書等に記載された見積金額が委託金額の上限価格を超えた場合

7 受託候補者の選定

(1) 選定方法

選定は、「京料理親子体験教室」業務に係る受託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行う。選定に当たっては、「(別紙3)「京料理親子体験教室」業務委託に係る受託候補者選定委員会評価基準」に掲げる評価項目について、企画提案書等の提出書類の審査を行い、最も優れた提案を行った者を受託候補者として決定する。

なお、受託候補者に選定された者の辞退や、本市との協議の不調により本市と業務委託契約ができない場合は、次点者を受託契約者とする。

(2) 選定委員会の体制

選定委員会は、以下の3名で構成する。

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財担当部長（委員長）

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課文化遺産普及・活用担当課長

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課文化遺産普及活用係長

(3) 選定結果の通知

選定結果については、令和7年5月30日（金）までに参加者全員に通知するとともに、参加した事業者名及び評価点等を京都市情報館（入札・公募型プロポーザル情報）に公開する。

8 その他

(1) 提出書類の作成及び提出に関する全ての費用は、書類提出者の負担とする。

(2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 企画提案書等の提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。

(4) 提出された書類等の返却は行わない。

(5) 様式は、京都市のホームページ上（入札・公募型プロポーザル情報）からダウンロードできる。

9 問合せ先及び関係書類の提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎地下1階

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課（担当：佐藤、福嶋）

TEL：075-222-3130 FAX：075-213-3366

メール bunka-hogo@city.kyoto.lg.jp